

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 不健全図書類の指定……………一
 - ………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)………一
 - 平成二十六年度地籍調査事業計画の変更……………一
 - ………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)………一
 - 公共測量の実施(四件)……………一
 - ………(都市整備局都市基盤部調整課)………一
- 告示(選)**
- 政治団体の収支報告書の要旨(平成十七年分)……………二
 - 成二十一年分)……………三
 - 政治団体の収支報告書の要旨(平成二十二年分)……………四
 - 九回)……………四
 - 政治団体の収支報告書の要旨(平成二十三年分)……………五
 - 六回)……………五
 - 政治団体の収支報告書の要旨(平成二十四年分)……………六
 - 三回)……………六

告示(公)

- 警察署協議会委員の委嘱……………八
- 国土調査の成果の認証(二件)……………八
- ………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)………八

告示

●東京都告示第九百号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成二十六年六月十三日

東京都知事 外 添 要 一

図書類

| 指定番号 | 種類 | 名称、号刊、共通雑誌コード及び発行所等 | 指定理由 |
|---------|----------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 四一六八 | 雑誌 | BAMBOO COMICS COLORFUL SELECT | 著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。 |
| 四一六九 | 雑誌 | ポプリコミックス やめられない♡とまらない!!ふれみあむ♡がーるず | 同右 |
| 五八三〇一六九 | 株式会社マックス | 株式会社マックス | 同右 |

●東京都告示第九百一十号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の第三第二項の規定により定めた平成二十六年地籍調査事業計画を変更し、次のとおり調査地域を追加したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十六年六月十三日

東京都知事 外 添 要 一

調査を行う者 調査地域 調査期間

小金井市 小金井市緑町二丁目的一部 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

●東京都告示第九百二二号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、川崎市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年六月十三日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 川崎市
- 二 測量の種類 公共測量(川崎市計画道路小杉菅線に関する平面図の作成)
- 三 測量の区域 町田市能ヶ谷一丁目、能ヶ谷三丁目、三輪町、三輪緑山二丁目及び三輪緑山三丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十六年六月一日から平成二十七年三月十三日まで

●東京都告示第九百三十三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により

告示する。

平成二十六年六月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量及び現地測量)
- 三 測量の区域 大田区及び羽村市各地内
- 四 測量の期間 平成二十六年六月九日から同年十月三十一日まで

●東京都告示第九百四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、大田区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年六月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 大田区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 大田区山王一丁目、山王二丁目、山王三丁目及び山王四丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十六年六月五日から同年十二月十日まで

●東京都告示第九百五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、青梅市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同

条第三項の規定により告示する。

平成二十六年六月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 青梅市
- 二 測量の種類 公共測量(二級基準点測量)
- 三 測量の区域 青梅市新町八丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十六年六月十日から同年七月十一日まで

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第七十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年六月十三日

東京都選挙管理委員会

| | | |
|--|--|---|
| <p>政治団体の収支報告書の要旨 (平成17年分)</p> <p>収入総額及び支出総額がとれない政治団体</p> <p>政治団体の名称 報告年月日 石黒公章を応援する会 平成26年 5月 2日</p> | <p>政治団体の収支報告書の要旨 (平成19年分)</p> <p>収入総額及び支出総額がとれない政治団体</p> <p>政治団体の名称 報告年月日 石黒公章を応援する会 平成26年 5月 2日</p> | <p>政治団体の収支報告書の要旨 (平成21年分)</p> <p>政治団体の名称 清水こうじ後援会 報告年月日 平成26年 3月31日</p> <p>1 収入総額 25,600 円 前年繰越額 25,600 本年収入額 0 2 支出総額 0 (翌年への繰越額) 25,600</p> |
| <p>政治団体の収支報告書の要旨 (平成18年分)</p> <p>収入総額及び支出総額がとれない政治団体</p> <p>政治団体の名称 報告年月日 石黒公章を応援する会 平成26年 5月 2日</p> | <p>政治団体の収支報告書の要旨 (平成20年分)</p> <p>収入総額及び支出総額がとれない政治団体</p> <p>政治団体の名称 報告年月日 石黒公章を応援する会 平成26年 5月 2日</p> | <p>収入総額及び支出総額がとれない政治団体</p> <p>政治団体の名称 報告年月日 石黒公章を応援する会 平成26年 5月 2日</p> |

●東京都選挙管理委員会告示第七十一号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十

二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年六月十三日

東京都選挙管理委員会

| | | | |
|---|--|--|--|
| <p>政治団体の収支報告書の要旨 (平成22年分第9回)</p> <p>政治団体の名称 清水こうじ後援会 報告年月日 平成26年 3月31日</p> <p>1 収入総額 25,600 円 前年繰越額 25,600 本年収入額 0 2 支出総額 0 (翌年への繰越額) 25,600</p> <p>収入総額及び支出総額がともにない政治団体 政治団体の名称 報告年月日 石黒公章を応援する会 平成26年 5月 2日</p> | | | |
|---|--|--|--|

●東京都選挙管理委員会告示第七十二号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十

二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年六月十三日

東京都選挙管理委員会

| 政治団体の収支報告書の要旨 (平成23年分第6回) | | 5 寄附の内訳(年間5万円を超えるもの) (寄附者) | |
|------------------------------|-------------|-------------------------------|---------------------|
| 政治団体の名称 | 清水こうじ後援会 | (政治団体からの寄附) | (金額) (事務所の所在地) 円 |
| 報告年月日 | 平成26年 3月31日 | 自由民主党東京都第十七選挙区支部 | 200,000 葛飾区 |
| 1 収入総額 | 25,600 | 収入総額及び支出総額がともにない政治団体 | |
| 前年繰越額 | 25,600 | 政治団体の名称 | 報告年月日 |
| 本年収入額 | 0 | 自由民主党東京都中央区第二十三支部 | 平成26年 3月31日 |
| 2 支出総額 | 0 | 滝沢しんいちろう後援会 | 平成26年 3月26日 |
| (翌年への繰越額) | 25,600 | 明るく楽しく元気よく中央区! | 平成26年 5月 2日 |
| 政治団体の名称 | 平田みつよしと歩む会 | 石黒公章を応援する会(所在地:小金井市) | 平成26年 5月 2日 |
| 報告年月日 | 平成24年 3月29日 | 石黒公章を応援する会(所在地:中央区) | 平成26年 5月 2日 |
| 1 収入総額 | 200,000 | おもいやりのある政治 | 平成26年 5月 2日 |
| 前年繰越額 | 0 | | |
| 本年収入額 | 200,000 | | |
| 2 支出総額 | 200,000 | | |
| (翌年への繰越額) | 0 | | |
| 3 本年収入の内訳 | | | |
| 寄附の総額 | 200,000 | | |
| 政党署名分を除く寄附の額 | 200,000 | | |
| 政治団体からの寄附 | 200,000 | | |
| 4 支出の内訳 | | | |
| 政治活動費 | 200,000 | | |
| 寄附・交付金 | 200,000 | | |

| | | |
|--|---|---|
| <p>政党匿名分を除く寄附の類 個人からの寄附 機関紙誌の発行その他の事業による収入 行政報告会</p> | <p>230,000 230,000 600,000 600,000</p> | <p>230,000 230,000 600,000 600,000</p> |
| <p>4 支出の内訳 経常経費 備品・消耗品費 政治活動費 組織活動費 機関紙誌の発行その他の事業費 その他の事業費</p> | <p>114,200 114,200 718,120 200,000 518,120 518,120</p> | <p>114,200 114,200 718,120 200,000 518,120 518,120</p> |
| <p>政治団体の名称 清水こうじ後援会 報告年月日 平成26年 3月31日</p> | <p>1 収入総額 前年繰越額 本年収入額 2 支出総額 (翌年への繰越額)</p> | <p>25,600 25,600 0 0 25,600</p> |
| <p>政治団体の名称 墨田党議の会 報告年月日 平成26年 3月27日</p> | <p>1 収入総額 前年繰越額 本年収入額 2 支出総額 (翌年への繰越額)</p> | <p>7,140 7,140 0 0 7,140</p> |
| <p>政治団体の名称 山本ひとみを応援する会 報告年月日 平成26年 3月28日</p> | <p>2 支出総額 (翌年への繰越額)</p> | <p>0 7,140</p> |
| <p>1 収入総額 前年繰越額 本年収入額 2 支出の内訳 経常経費 光熱水費 備品・消耗品費 事務所費 政治活動費 組織活動費 機関紙誌の発行その他の事業費</p> | <p>964,478 29,478 935,000 917,662 46,816 19,000 (19人) 916,000 916,000 916,000 862,522 51,641 21,472 789,409 55,140 48,140 5,000</p> | <p>964,478 29,478 935,000 917,662 46,816 19,000 (19人) 916,000 916,000 916,000 862,522 51,641 21,472 789,409 55,140 48,140 5,000</p> |
| <p>5 寄附の内訳(年間5万円を超えるもの) (寄附者) (個人からの寄附) 山本 ひとみ 山本 賢一</p> | <p>(金額) (住所) 円 武蔵野市 100,000 岡山県倉敷市</p> | <p>5,000 2,000</p> |
| <p>収入総額及び支出総額がともにない政治団体 政治団体の名称 報告年月日 自由民主党東京都中央区第二支部 平成26年 3月31日 太陽の党港区第二支部 平成26年 2月10日 佐伯よしお後援会 平成26年 3月 5日 滝沢しんいちろう後援会 平成26年 3月26日 明るく楽しく元気よく中央区！ 平成26年 5月 2日 石黒公章を応援する会(所在地：小金井市) 平成26年 5月 2日 石黒公章を応援する会(所在地：中央区) 平成26年 5月 2日 うえた泰正後援会 平成26年 1月20日 おもしろいヤリのある政治 平成25年 5月 2日 首都新風 平成26年 3月 3日</p> | <p>5,000 2,000</p> | |

告示(公)

●東京都公安委員会告示第196号

警察法(昭和29年法律第162号)第53条の2第3項の規定により、平成26年5月30日、警察署協議会委員を次のとおり委嘱した。

平成26年6月13日

東京都公安委員会

委員長 仁田陸郎

記

| 警察署協議会名 | 氏名 |
|--------------|---------|
| 警視庁丸の内警察署協議会 | 弦 卷 功 |
| 警視庁丸の内警察署協議会 | 武 田 多永子 |
| 警視庁月島警察署協議会 | 静 岡 教 子 |
| 警視庁麻布警察署協議会 | 鈴 木 勝 年 |
| 警視庁新宿警察署協議会 | 佐 藤 文 子 |
| 警視庁本富士警察署協議会 | 見 島 昌 樹 |
| 警視庁日白警察署協議会 | 田 島 廣 規 |
| 警視庁石神井警察署協議会 | 小 島 延 親 |

公 告

国土調査の成果の認証について

奥多摩町における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年六月十三日

東京都知事 舛添 要一

- 一 調査を行った者 奥多摩町の名称
- 二 調査を行った期 平成二十一年六月から平成二十二年三月まで
- 三 成果の名称 奥多摩町(大字川井の一部)の地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地 西多摩郡奥多摩町大字川井の一部
- 五 認証年月日 平成二十六年六月四日

国土調査の成果の認証について

北区における国土調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年六月十三日

東京都知事 舛添 要一

- 一 調査を行った者の名称 北区
- 二 調査を行った期 平成二十四年十二月から平成二十五年二月まで
- 三 成果の名称 北区(赤羽西一丁目及び赤羽西四丁目各一部)の地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地 北区赤羽西一丁目及び赤羽西四丁目の各一部
- 五 認証年月日 平成二十六年六月四日

争議行為の予告について

協立輸送株式会社代表取締役鈴木健から争議行為を行う旨の通知が平成二十六年六月三日にあったので、労働関係

調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十六年六月十三日

東京都知事 舛添 要一

- 一 事件 自治労・公共サービス清掃労働組合協立支部の争議行為に対抗する件
- 二 日時 平成二十六年六月十四日以降問題解決に至るまでの間
- 三 場所及び所在地 葛飾区柴又二丁目十三番十二号、同所二百十六番地、同区新宿三丁目三百四十一番地、同所三百二十九番地一及び同区新宿二丁目三百四十一番地
- 四 種類 事業所閉鎖、就労拒否等その他一切の争議行為(以上原文のまま掲載)

行 東 京 都 本 号 一 箇 月 六、六〇〇円
発 電 話 〇三(五三三二)一一一一(代)
郵 便 番 号 163-8001
定 価

三〇円
印刷所 勝美印刷株式会社
電 話 〇三(三八二)五二〇一(代)
郵 便 番 号 112-0002